

# 処方せんの見方

## ～処方せんの使用期限について～

保険医療機関(病院や診療所)で交付される**処方せん**に使用期間があるのをご存知ですか。処方せんの**ココ**に小さく記入してあるため、気付かれない方もおられるようです。

処方せん											
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です)											
公費負担番号			保険者番号			被保険者証・被保険者手帳の記号					
公費負担医療の受給者											
患者	氏名	山口 市薬 殿		(男・女)		保険医療機関の所在地及び名称					
	性別	明・大・昭・平 67年7月7日				電話番号					
	区分	被保険者		被扶養者		保険医氏名					
						都道府県番号		点数表		医療機関コード	
交付年月日		平成 年 月 日		処方せんの使用期間		平成 年 月 日		特に記載がある場合を除き 交付の日を含めて4日以内に			
変更不可		個々の処方薬について、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。									

赤丸で囲まれた部分の注意書きを拡大すると右のようになります。

特に記載がある場合を除き  
交付の日を含めて4日以内に

**処方せん**の使用期間は、**交付の日を含めて4日以内**です

交付日とは、病院で処方せんをもらった日、つまり処方箋の交付年月日に記載された日です。その日も含めて4日以内なので、

例えば、4月1日に病院で処方せんをもらったとすると、**4月1日、2日、3日、4日**の4日間が処方箋の有効期間になります。

これには、**休日や祝日が含まれます**ので、処方せんの使用期間が過ぎないようにご注意ください。

(なお、長期の旅行等特殊の事情があり、**医師や歯科医師が、処方せんに別途使用期間を記載した場合には、その日まで有効**となります。処方箋の使用期間をご自分で記入してしまうとその処方せんが無効になってしまうこともありますのでご注意ください。)

4日間を過ぎると、急な症状の場合病気の状況が変わってお薬が十分な効果を出さなかったりもう一度お薬を選びなおす必要が出てきたりするためです。

また、いつものお薬でも、もらい忘れのため、きちんと続けて飲むことができなくなったりします。

**お薬の適正使用のためにも、処方箋の使用期間にご協力をお願いします。**